

## 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年船橋市条例第58号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づく特定事業の計画についての協議(以下「事前協議」という。)の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則(平成15年船橋市規則第6号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

### (特定事業予定者の責務)

第3条 事前協議を行おうとする者(以下「特定事業予定者」という。)は、条例、規則その他の関係規定で定めるもののほかこの要綱を遵守するとともに、苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

### (事前協議)

第4条 規則第8条に規定する市長が必要があると認める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第14条第1項の許可に係る事前協議の場合にあっては、変更に係る書類及び図面とする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (2) 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
- (5) 特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者(農地である場合にあっては、耕作者を含む。)の土砂等の埋立て等に関する施工同意書(第13号様式)(特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合にあっては、この限りでない。)
- (6) 現場責任者選任証書
- (7) 地域住民に対する説明会計画書
- (8) 特定事業場の位置図及び付近の見取図(両図とも縮尺2,500分の1)
- (9) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図
- (10) 土地利用計画図
- (11) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図
- (12) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及

び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(第9号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第10号様式。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。))が発行したものに限る。以下同じ。)(一時堆積事業であり特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図)

- (13) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (14) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものに限る。)(縮尺250分の1～500分の1)
- (15) 土砂等の搬入計画書(第15号様式)及び搬入経路図(全経路が確認できる図面及び縮尺2,500分の1)
- (16) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることを示す書面
- (17) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(縮尺2,500分の1)、排水計画図(縮尺500分の1)、構造図(縮尺20分の1～50分の1)及び雨水流出量等の計算書
- (18) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていることを示す書面(図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1)
- (19) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (20) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図(両図とも縮尺20分の1～50分の1)
- (21) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (22) 搬入する土砂等が安全基準に適合することを証する書類
- (23) 特定事業区域の現況写真
- (24) その他市長が必要があると認める書類及び図面

2 事前協議に係る特定事業が小規模特定事業である場合にあっては、前項第11号(現場事務所に係る書面に限る。)、第12号及び第16号の規定は適用しない。

(説明会の開催)

第5条 特定事業予定者は、特定事業場の周辺地域(以下「周辺地域」という。)に居住する住民(以下「地域住民」という。)に対し、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 特定事業の計画の概要
  - (2) 計画区域の環境保全上の留意点
- 2 特定事業予定者は、説明会を開催するにあたってはその場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ地域住民に周知を図るものとする。
- 3 特定事業予定者は、その責めに帰すことのできない事由で第1項の説明会を開催する

ことができない場合は、第1項に規定する事項を記載した文書を地域住民に配布する等の方法により努めるものとする。

4 特定事業予定者は、説明会実施状況報告書(第2号様式)を事前協議終了までに市長に提出するものとする。

#### (周辺地域)

第5条の2 前条に規定する周辺地域とは、次の地域とする。

- (1) 特定事業場からおおむね200メートル以内の地域
- (2) 特定事業場の土砂等の搬入又は搬出に使用する道路(国道、県道、市道及び法定外公共道路を除く。)の境界からおおむね30メートル以内の地域

#### (事務所の設置基準等)

第6条 特定事業の管理及び規則第8条第3項第4号に規定する関係書類等の縦覧場所に供する事務所の設置については、必要最小限度の建築面積(30平方メートル以内)とする。

2 前項の事務所は、特定事業を終了したときは、完了検査前までに撤去しなければならない。

#### (排水対策)

第7条 規則別表第2第11号に規定する排水施設は、別表1に定める計算式により算定されたものでなければならない。排水施設のうち、保水施設は別表2に定める基準を満足するものとする。

#### (現地調査)

第8条 環境部廃棄物指導課長(以下「廃棄物指導課長」という。)は、規則第6条の規定により事前協議書を受領したときは、必要に応じ現地調査を行うものとする。

#### (協議会の審査)

第9条 廃棄物指導課長は、事前協議書を受領したときは、特定事業の計画について船橋市廃棄物処理施設設置等協議会要領に規定する船橋市廃棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という。)の審査に付するものとする。

2 協議会は、特定事業の計画の審査のため必要と認める場合は、特定事業予定者又は特定事業場の土地所有者に対し事業計画等について説明を求めることができる。

#### (計画の審査指示等)

第10条 市長は、協議会の審査結果に基づき特定事業予定者に対し、特定事業を行うにあたっての留意事項又は計画変更の指示を審査指示書(第3号様式)により通知し、指導するものとする。

2 前項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画が審査指示事項に適合させるための関係行政機関及び地域住民との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示の回答等)

第11条 前条第1項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画が審査指示事項に適合するに至ったときは、その旨を審査指示事項調整済回答書(第4号様式。以下「回答書」という。)に各課と協議した結果を添付して、市長に提出しなければならない。

(関係機関等への照会等)

第12条 市長は、前条の回答書を受理したときは、その内容について関係行政機関等に照会し、確認するものとする。

(事前協議済書の通知等)

第13条 市長は、前条の規定による確認の結果、回答書の内容が審査指示事項に適合すると認めるときは、規則第6条第2項に規定する特定事業許可事前協議済書により特定事業予定者に通知するものとする。

2 廃棄物指導課長は、前項の規定による通知後、速やかに関係各課に対し事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前協議の変更)

第14条 特定事業予定者は、規則第8条の規定により市長に提出した特定事業許可事前協議書の内容に変更があった場合は、特定事業許可事前協議変更書(第5号様式)により、変更に係る図書類を添えて市長に協議しなければならない。ただし、軽微な内容の変更にあつては、特定事業許可事前協議変更届出書(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

2 第10条から前条までの規定は、特定事業変更許可の事前協議に準用する。

3 第1項で定める軽微な内容の変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の場合にあつては代表者の氏名の変更
- (2) 現場事務所の位置の変更
- (3) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (4) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- (5) 特定事業に使用される土砂等の発生場所又は土砂等の搬入計画の変更
- (6) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
- (7) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)
- (8) 関係書類等の縦覧場所の変更
- (9) 土地所有者の変更

(10) その他市長が軽微な変更であると認める場合

(事前協議申請の取下げ)

第15条 特定事業予定者は、特定事業の計画が第10条第1項に規定する審査指示事項に適合する見込みがないと判断したときは、特定事業許可事前協議取下げ書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第10条第1項の規定による審査指示書の通知の日の翌日から起算して1年を経過した日において第11条第2項に規定する回答書が提出されていない場合にあっては、当該事前協議書は取り下げられたものとみなす。ただし、特定事業の計画を審査指示事項に適合させるため、やむを得ないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(許可の申請)

第16条 特定事業予定者は、条例第12条第1項若しくは第2項の規定による特定事業の許可申請又は条例第14条第3項の規定による特定事業の変更許可申請を、第13条第1項の特定事業許可事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

(提出書類)

第17条 この要綱の規定により市長に提出する書類及び図面の提出部数は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。

(補則)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第1

### (1) 雨水流出量の算定

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q : 最大計画雨水流出量 ( $\text{m}^3 / \text{s e c}$ )

C : 流出係数

I : 流達時間 t 分内の平均降雨強度 ( $\text{mm} / \text{h}$ )

A : 排水面積 (ha)

※ I = 5年確率の降雨強度とする。

### (2) 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

Q : 流量 ( $\text{m}^3 / \text{s e c}$ )

A : 流水の断面積 ( $\text{m}^2$ )

V : 平均流速 ( $\text{m} / \text{s e c}$ )

なお、 $V = 1 / n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$

i : 勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A / P)

P : 流水の潤辺長 (m)

## 別表第2

埋立及び、盛土1ヘクタール当り275m<sup>3</sup>の保水施設を設置すること。

ただし、船橋市宅地開発指導要綱に該当する場合は同要綱に基づく基準を満たすこと。